

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 追加給付金（1世帯あたり7万円）のご案内

- この給付金は、国からの交付金「低所得世帯支援枠」の拡大に伴い、引き続き、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯1世帯あたりに7万円を追加で給付するものです。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の給付額

1世帯あたり7万円

給付対象と手続き方法

令和5年12月1日時点で住民登録があり、以下のいずれかにあてはまる世帯

世帯全員が令和5年度「**住民税非課税**」の世帯

※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。

令和5年1月1日時点で
世帯全員が岩倉市に
住民登録している世帯

令和5年1月2日以降に
転入した世帯員がいる世帯

令和5年12月2日以降の
住民税申告等により全員
が非課税となった世帯



確認書を送付します

申請が必要です

確認書の内容（扶養状況など）を確認して、返送してください。

必要書類を添付して、申請してください。

【返送期限】令和6年5月31日

【申請期間】

令和6年2月1日～令和6年5月31日

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

給付手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の給付手続き

I

令和5年度住民税が非課税の世帯のうち
令和5年1月1日時点で世帯全員が岩倉市にいる世帯

対象世帯には、令和6年1月中旬に給付金についての確認書を送付します。

(注) 市で収入が把握できない世帯員がいた場合は、対象世帯か確認できないため確認書は送付されません。

住民税の申告をして(18歳以下の世帯員は除く)世帯全員が非課税者と確認できるようにしてから、申請してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振込口座に誤りがないか
- ②世帯全員が住民税が課税されている方の扶養(税法上)を受けていないか

II

令和5年度住民税が非課税の世帯のうち令和5年1月2日以降に転入してきた人がいる世帯

令和5年12月2日以降の住民税申告等により全員が非課税となった世帯

- ・ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ・ 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、直接または郵送で岩倉市福祉課までご提出ください。
- ・ 要件や添付書類の詳細は岩倉市公式ホームページでご確認ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

岩倉市 福祉課 社会福祉グループ
(岩倉市役所 2階)

0587-50-9219 (岩倉市給付金専用ダイヤル)

※令和6年1月17日(水)から

受付時間 平日9:00~17:00

